

(第一類 第二号)

第一類 第二号

衆議院 人事委員会 議録 第九号

(一九)

昭和二十三年十二月十四日(火曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 根本龍太郎君 理事 赤松 勇君

栗生悦住貞太郎君 理事館 俊三君

中山 マサ君 平島 良一君

菊川 忠雄君 島上善五郎君

前田 稔男君 松澤 兼人君

長野重右門君 平川 駿雄君

水野 實郎君 德田 球一君

出席政府委員

人事官 山下 興家君

人事院事務総長 佐藤 朝生君

人事院事務部長 岡部 史郎君

法制長官 佐藤 達夫君

法律 法制長官 佐藤 達夫君

委員外の出席者

人事院人事委員長 中井 光次君

専門員 安倍 三郎君

本日の会議に付した事件

国家公務員法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)×参議院送付)

○角田委員長 これより開会いたしました。

一昨十二日本委員会に付託されました。この際一言申し上げておきたいと思ひます。ですが、今日特に出席を煩わしまして、参議院議員中井光次君は、本案の発議者でありますと同時に、参議院人事

第三号より第五号まで及び第十三号を第百九條第二号より第四号まで及び第十二号に改める。附則第二條第六項中「第五條第一項、第三項乃至第五項」を「第五條第一項乃至第四項」に改める。

附則第三條中「第五條第六項」を「第五條第五項」に改める。第二次改正法律附則この法律は、公布の日から施行する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年十二月十二日 参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿 国家公務員法の一部を改正する法律

改正する。第二條第三項に次の二号を加える。

十三 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために労務に服する者

十四 人事院が指定する公團の職員(但し、本号は、昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失う。)

第五條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次繰り上げる。

第八條第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同條第五項を削る。

第一類第二号 人事委員会議錄 第九号 昭和二十三年十二月十四日

委員長でありますから、国会法第六十一条の規定、すなわち「各議院が提出した議案については、その委員長(その代理者を含む)又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。」という規定に従いまして、中井君より本案提出理由の説明をお願いすることにいたします。参議院人事委員長中井光次君。

人事委員長でありますから、国会法第六十一条の規定に従いまして、中井君より本案提出理由の説明を聽くことができた。この規定によれば、中井君は、参議院議員として、その理由を説明する権利がある。この権利を行使するためには、その説明の権利がある。この権利を行使するためには、その説明の権利がある。

〔五百十一條中「第百九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号を第百九條第二号より第四号まで及び第十二号に改める。〕

附則第二條第六項中「第五條第一項、第三項乃至第五項」を「第五條第一項乃至第四項」に改める。

附則第三條中「第五條第六項」を「第五條第五項」に改める。

第二次改正法律附則この法律は、公布の日から施行する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年十二月十二日 参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿 国家公務員法の一部を改正する法律

改正する。第二條第三項に次の二号を加える。

十三 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために労務に服する者

十四 人事院が指定する公團の職員(但し、本号は、昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失う。)

第五條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次繰り上げる。

第八條第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同條第五項を削る。

第一類第二号 人事委員会議錄 第九号 昭和二十三年十二月十四日

員と同様に取扱いますることは適当でないで、人事院の指定した公團職員は、特別職とすべきものと考えられるのであります。またわざと進駐軍分務者に関しましても、その雇用關係の特殊性から、特別職とすべきものと考えるのであります。

改正の第二点は、人事官の任命についての手続を慎重にいたした点であります。すなわち、御承知のことく現行第五條によりますと、内閣が人事官を任命するについて、両議院の同意を要することとなつておるのであります。

改正の第三点は、人事官の任命についての手續を慎重にいたした点であります。すなわち、御承知のことく現行第五條によりますと、内閣が人事官を任命するについて、両議院の同意を要することとなつておるのであります。

改正の第四点は、人事官の任命についての手續を慎重にいたした点であります。すなわち、御承知のことく現行第五條によりますと、内閣が人事官を任命するについて、両議院の同意を要することとなつておのであります。

改正の第五点は、人事官の任命についての手續を慎重にいたした点であります。すなわち、御承知のことく現行第五條によりますと、内閣が人事官を任命するについて、両議院の同意を要することとなつておのであります。

改正の第六点は、人事官の任命についての手續を慎重にいたした点であります。すなわち、御承知のことく現行第五條によりますと、内閣が人事官を任命するについて、両議院の同意を要することとなつておのであります。

改正の第七点は、不適当な罰則の削除であります。すなわち公務員法第百九條第一号によりますると、さきに述べましたよろづな資格を有しない人事官の任命に同意をした閣員はすべて一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられることになつておりますが、人事官の任命につきましては、両議院の同意も必要なことであります。

改正の第八点は、不適当な罰則の削除であります。すなわち公務員法第百九條第一号によりますると、さきに述べましたよろづな資格を有しない人事官の任命に同意をした閣員はすべて一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられることになつておりますが、人事官の任命につきましては、両議院の同意も必要なことであります。

改正の第九点は、不適当な罰則の削除であります。すなわち公務員法第百九條第一号によりますると、さきに述べましたよろづな資格を有しない人事官の任命に同意をした閣員はすべて一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられることになつておりますが、人事官の任命につきましては、両議院の同意も必要なことであります。

改正の第十点は、不適当な罰則の削除であります。すなわち公務員法第百九條第一号によりますると、さきに述べましたよろづな資格を有しない人事官の任命に同意をした閣員はすべて一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられることになつておりますが、人事官の任命につきましては、両議院の同意も必要なことであります。

「異議なし」「了解々々」と呼ぶ者

あり

○角田委員長 それでは、これより討論に移ります。根本君。

○根本委員 ただいま修正案が出来まするが、特にそのうちわれくとしまして賛成しかねるのが一項あります。それは第五條第二項であります。これは御承知のように、両院制度のうち衆議院の優越性を規定したところの法律であり、なおまた御承知のように最高裁判所長官並びに会計検査官も、すべてこれまでの條項を人事官について、第五條第二項を削除するといふ人を選んでおる次第でありますので、その意味からしましても、この條項を人事官について、第五條第二項を削除するといふことになります。すると、同じような意味において、最高裁判所長官並びに会計検査官の任命についても同様な條項が適用されております。しかも最高裁判所長官並びに会計検査官も、すべてこれまでの條項を人事官について、第五條第二項を削除するといふことを選んでおる次第でありますので、その意味からしましても、この條項を人事官について、第五條第二項を削除するといふことを選んでおる次第であります。

○角田委員長 德田君。

○德田委員 この改正の主要点は第一點にあると考えるのです。すなわち進駐軍の関係の労務者並びに公團の從業員諸君を特別職にするということは、これはあたりまえである。これはぜひやらなければならぬ。非常に重要なあります。であるから、われくとしましては、これがたちに効果あらしめた。い。そうすると、この第二点と第三点は、われくとして不賛成であるけれども、これを不賛成にしますと、や

つぱりいろいろな故障が起る。だからしばらく小さいところはのんでおこる——將來この毒は排除すべきである

と思いますけれども、この際毒をのんでおいて、何ら反対を言わずに、ひとつ一括賛成したいと思ふ次第であります。

○前田(種)委員 私も討論するつもりではなかつたのであります。が、賛否の意見が一部出でておりますので、私は全

面的に参議院送付案であるところの本案に賛成したいと思います。その理由を、日本社会党の立場から一鷹明らかにしておきたいと思ふことは、去る十一月三十日、第三國会の最終日に、國家公務員法の一部改正法律案が通過いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党がいたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

成したいと思います。特に民主自由党の根本君の方から、五條第二項の削除の問題について反対の意思表示があつたのでござりますが、私はこれは経理大臣、その他の選舉の場合と違います

ので、私は参議院の理由をそのまま承認して、本案に全面的に賛成の意思を明確にしておく次第でござります。

○角田委員長 高橋君。

○高橋(穂)委員 私は民主党を代表いたしまして、この改正案に賛成いたすものであります。連合國軍の需要に應じ連合國軍のために労務に服する者、及び人事院が指定する公團の職員を特

別職にすべきであるということについ

ては、第三國会において國家公務員法の改正が行われましたとき、私どもは当委員会においてその点を主張いたしましたが、わが党は全面的に修

正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

あります。その他の点につきましては、これら四点の改正に伴うところの法條の整理にすぎないのでありますか

法條の整理にすぎないのでありますか

持を持つておりますが、何しろ第一項の進駐軍労務者に関する提案、及び

公團に関する提案については、全面的に賛成をしなければならないのが現状であります。この夏マツカーサーの勧告に基いて政令第二百一号という運憲政令が公布されました時分に、進

歩であります。その他の点につきましては、何しろ第一項の進駐軍労務者その他の公團に対してもこれ

を適用しておつたという形が、現場において現われておるのであります。し

かも八月の臨時の労働委員会の内容と三國会におきまして、すでに相当私どもの論議の中心になつておつた点が多

いのであります。第五條の第二項は三國会におきまして、すでに相当私どもの改正が行われましたとき、私ども及び人事院が指定する公團の職員を特

別職にすべきであるということについ

ては、第三國会において國家公務員法の改正が行われましたとき、私どもは当委員会においてその点を主張いたしましたが、わが党は全面的に修

正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

あります。その他の点につきましては、何しろ第一項の進駐軍労務者に関する提案、及び

公團に関する提案については、全面的に賛成をしなければならないのが現

状であります。この夏マツカーサー

の勧告に基いて政令第二百一号とい

う運憲政令が公布されました時分に、進

歩であります。その他の点につきましては、何しろ第一項の進駐軍労務者その他の公團に対してもこれ

を適用しておつたという形が、現場において現われておるのであります。し

かも八月の臨時の労働委員会の内容と三國会におきまして、すでに相当私どもの論議の中心になつておつた点が多

いのであります。第五條の第二項は三國会におきまして、すでに相当私どもの改正が行われましたとき、私ども及び人事院が指定する公團の職員を特

別職にすべきであるということについ

ては、第三國会において國家公務員法の改正が行われましたとき、私どもは当委員会においてその点を主張いたしましたが、わが党は全面的に修

正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

いたしましたが、わが党は全面的に修正案に反対の意見表示をしたことは、記録で明らかなところでございます。

私たちは、今日の情勢下に、わが党が

あります。

ことだと思つております。本提案の五條二項については追つて考へたいと思ひますけれども、そういう意味においは、この現実の労働者の窮状を向うへ押しやることになるのであります。今の社革の方が申されたごとく、さるに両院協議会を開くということは、この現実の労働者の窮状を向うへ押しやることになるのであります。そういう意味からこれを全面的に賛成をしておきたいと思ひます。

○角田委員長 平川君。

○平川委員 國民協同党を代表いたし

まして、簡単に贊意を表します。この修正案の第五條を除きましたほかのものは、かつて國家公務員法の改正をいたしました際に、三派の共同修正案の中

に盛られておるものであると記憶いたしておられます。また参議院におきまして、わが國民協同党員の團体でありますと、この新政クラブから出されまし

た、われくの党的修正案と、まつた、同じでございまして、そのうちの一部でございます。従つてこの五條を除きますものにつきましては、すでに意見は、前国会において大島委員等から述べられておりますので、いまさら附

言をいたすつもりはございません、贊成でございます。五案につきましては、これは私多少の異論を抱いておりますが、この際賛成の意を表しておきたいと思います。ただこの國家公務員法の修正にあたりまして、すべてこ

れらの條項がわれく考へておつたものだとは言いましても、私どもが考え

ておつたその他の重要な面が、実はこれに加わつたおらないのであります。たとえば第二條の修正にいたしまして、私どもはもつとこれに加えるところのものは必要といたしておりますし、その他の條文の中にも修正を加

えたいものが多々あるのでございます。その点ができるだけ早い機会に修正をいたしたいという氣持を附加いたしましたが、暫時休憩いたしましたとして、採決の方法についてちよつと相談いたしました。

○角田委員長 これにて討論は終結いたしましたが、暫時休憩いたしましたとして、この修正案に賛成をいたしたいと思います。

午後二時四十一分休憩

○角田委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決いたしました。

○角田委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決いたしました。

この際おはかりいたします。衆議院規則第八十六條によりまする本案に関する委員会報告書は、先例によりまして、委員長及び理事に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○角田委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長及び理事に御一任をただくことにいたします。

暫時休憩いたします。

午後二時四十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

〔参考照〕

國家公務員法の一部を改正する法律

〔参議院提出〕に関する報告書

〔都合により別冊に一括集録〕

昭和二十四年二月一日印刷

昭和二十四年二月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局